

## 高齢者への虐待を防ごう ～虐待のない地域を目指して～

# すべての人が 尊厳を持って暮らせる 社会を作るために



「高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らす」そんな当たり前の権利を侵害してしまう「高齢者虐待」が大きな問題となっています。ただ、虐待問題の難しいところは、介護者が介護により心身ともに疲弊し、追い詰められていることが少なくないことです。なかには意図していなくても虐待と認定されることもあります。

誰もが高齢者を支え、また、自らも高齢者として支えられる可能性があるなか、住みやすい地域社会を築き、生涯をおだやかに暮らしていくためには、西ノ島町に住む皆さんが高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる地域社会の実現を目指していくことが大切です。

## 高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ権利を無視し、尊厳を冒す行為を行うことを言います。

高齢者虐待は、高齢者を支える養護者の負担を減らし、虐待の防止と保護を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。

## 高齢者虐待とは、 どのようなこと？

「高齢者虐待」は大きく **5** つに区分されています。



### 身体的虐待

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為などのこと



### 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること



### 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること



### 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

適切な介護サービスの利用を妨げる、食事や水分を必要以上に制限する、不潔状態にあるのに入浴させない、不衛生な住環境をそのままにし、高齢者の生活環境や身体的な・精神的状態を悪化させること



### 性的虐待

本人が同意していない、性的な行為やその強要、その他性的な辱めを与えること



親族等による金銭管理の相談が増えています。親族といえども、財産や金銭の無断使用は経済的虐待にあたります。たとえ要介護者の合意により、金銭管理をまかせられたと言っても、後に親族間のトラブルに発展する可能性があります。要介護者の金銭管理にあたっては、成年後見制度の活用を強くオススメします。

高齢者虐待、高齢者虐待が疑われる場合や、成年後見人制度についての相談は、下記までご連絡ください。

ご相談・お問い合わせ先：西ノ島町地域包括支援センター（電話：08514 - 6 - 1182）

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、

# 11月11日は、介護の日

高齢化などにより介護が必要な方々が増加している一方、介護にまつわる課題は多様化しています。多くの方々に介護を身近なものとしてとらえていただくとともに、それぞれの立場で介護を考え、理解と認識を深めることが必要となっています。介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、啓発を実施する日となっております。

“しまねの介護スマイル「プロフェッショナル篇」”  
YouTube チャンネルで配信中!!

島根県でも介護の日イベントが11月10日に雲南市で開催されます。同会場で上映される島根県が作成した“しまねの介護スマイル「プロフェッショナル篇」～島根県介護の仕事理解促進動画第1弾～”がしまねっこCH (YouTube) で配信されています。介護現場でのやりがいや心構えなど生の声を届ける内容となっており、将来介護の仕事に就きたい、今現在、興味があるといった方以外にも、学生や保護者の皆さんにも視聴していただき、進路の選択肢の一つに『介護現場』はもちろん『介護分野』という広い視点で興味、関心をもっていただければと思います。

こちらから視聴できます ▶



## 島根県 介護の日イベント しまねの介護ご縁フェア

11月10日(日)  
11:00 ~ 16:00

会場：チェリヴァホール  
(雲南市木次町)

お問い合わせ先：  
島根県健康福祉部  
高齢者福祉課  
☎ 0852-22-6696



◀ 詳しくはこちら



11月13日～19日は

## 女性の人権ホットライン強化週間です



松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取り組みの一つとして、11月13日から19日までの一週間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、下記のとおり受付時間を通常より延長して電話相談をお受けします。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見などでお困りの方、周りでそういったことを見聞きしたという方は、一人で悩まずに「女性の人権ホットライン」にお電話ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

1. 強化週間実施日時 (1) 期間：令和6年11月13日(水) から19日(火) まで  
(2) 時間：午前8時30分から午後7時まで  
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
2. 電話番号 0570-070-810
3. 相談員 法務局職員又は人権擁護委員
4. 主催者 松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会
5. その他 事前のお問い合わせは、松江地方法務局人権擁護課まで  
電話：0852-32-4260

女性の人権ホットライン  
ゼロナゲゼロのホットライン  
**0570-070-810**